




答申第579号
平成28年8月9日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕


答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年8月9日付け神ここ第1893号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

給与計算システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 個人番号関係事務である、乳幼児健診の出務者及び新生児訪問指導員にかかる賃金・報酬支払い事務において、外部のネットワークから分離した給与計算システムを構築・運用することは、制度個人番号の取扱い等におけるセキュリティの強化及び、事務の効率性、正確性の向上を可能とするもので、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

給与計算システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

【電子計算機処理する個人情報】

氏名

性別

生年月日

住所

制度個人番号

電話番号

メールアドレス

口座情報

職種

管理番号

就業場所

勤務経路

勤務日

指導件数

勤務時間

賃金・報酬額